

「有事法制」法案の今国会上程に対する理事会決議

政府が今国会に上程し、成立を期している「有事法制」法案は、わが国が武力攻撃される事態および武力攻撃に至らない段階（以下「有事等事態」という。）において、自衛隊および駐留米軍が効率的・効果的に対処することを中心とし、わが国における有事法制の基本的あり方を定める「基本法案」と関連法案とからなるものである。

この「有事法制」法案は、「有事等事態」であることを理由に、私有財産の徴発、国民に対する役務の徴用、国民の諸活動の規制を行うなど、憲法が保障する国民の基本的人権を制限し侵害するおそれがある。

同時に「有事法制」法案は、憲法の平和主義の原則、憲法第9条の戦争放棄、軍備および交戦権の否認に抵触するおそれがあり、政府の対処によっては、他国の招來した戦争あるいは武力紛争にわが国が巻き込まれ、人々の生命、身体、財産に重大な危害を及ぼす事態も想定される。

さらに、「有事法制」法案は、第二次世界大戦の反省を踏まえた平和主義・民主主義国家としてのわが国的基本的あり方やアジア諸国との友好関係に深く関わりをもつものである。

このように「有事法制」法案は、憲法上も基本的人権上も重大な問題を有し、わが国的基本的進路を左右しかねない重要な法案であり、国民の中でも賛否が大きく分かれることが予想される。

かかる重要な法案については、当然政府は国会上程に先立ち、主権者である国民一人ひとりが同法案の内容と必要性を慎重に見極めることができるよう、国民に法案の具体的な内容を明らかにすべきであり、国民的論議を尽くしてその意見状況を踏まえた上で、法案の内容を決定し、国会上程の適否を判断すべきである。

しかるに「有事法制」法案は、未だ具体的な内容が国民に開示さえされておらず、国民がその内容および必要性について慎重に検討して意見を述べる機会が全くないままに、国会に上程されようとしている。

遺憾ながら、今回の「有事法制」法案の上程は、国民主権に基づく民主的手続を全くしておらず、性急・拙速であると言わざるをえない。

当連合会は、以上の理由に鑑み、政府が「有事法制」法案を今国会に上程することに反対する。

2002(平成14)年3月15日

日本弁護士連合会

「有事法制」法案に反対する理事会決議

4月17日、政府は衆議院に「武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案」（「武力攻撃事態」法案という）、「安全保障会議設置法の一部を改正する法律案」（安全保障会議設置法「改正」法案という）、「自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案」（自衛隊法等「改正」法案という）を上程した（以上を有事法制3法案という）。

有事法制3法案には、憲法原理に照らし、少なくとも以下に指摘する重大な問題点と危険性が存在する。

1. 「武力攻撃のおそれのある事態」や「事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態」までが「武力攻撃事態」とされており、その範囲・概念は極めて曖昧である。政府の判断によりどのように「武力攻撃事態」を認定することが可能であり、しかも国会の承認は「対処措置」実行後になされることから、政府の認定を追認するものとなるおそれが大きい。
2. いったん内閣により「武力攻撃事態」の認定が行なわれると、陣地構築、軍事物資の確保等のための私有財産の収用・使用、軍隊・軍事物質の輸送、戦傷者治療等のための市民に対する役務の強制、交通、通信、経済等の市民生活・経済活動の規制などを行なうことにより、市民の基本的人権を大きく制限することとなるが、これは憲法規範の中核をなす基本的人権保障原理を変質させる重大な危険性を有する。
3. 曖昧な概念の下で拡張された「武力攻撃事態」における自衛隊の行動は、憲法の定める平和主義の原理、憲法9条の戦争放棄、軍備及び交戦権の否認に抵触するのではないかとの重大な疑念が存在する。
4. 武力の行使、情報・経済の統制等を含む幅広い事態対処権限を内閣総理大臣に集中し、その事務を閣内の「対策本部」に所掌させることは、行政権は合議体である内閣に属するとの憲法規定と抵触し、また内閣総理大臣の地方公共団体に対する指示権及び地方公共団体が行なう措置を直接実施する権限は地方自治の本旨に反し、憲法が定める民主的な統治構造を大きく変容させ、民主政治の基盤を侵食する危険性を有する。
5. 日本放送協会（NHK）などの放送機関を指定公共機関とし、これらに対し、「必要な措置を実施する責務」を負わせ、内閣総理大臣が、対処措置を実施すべきことを指示し、実施されない時は自ら直接対処措置を実施することができるることにより、政府が放送メディアを統制下に置き、市民の知る権利、メディアの権力監視機能、報道の自由を侵害し、国民主権と民主主義の基盤を崩壊させる危険を

有する。

以上のように、有事法制 3 法案は、武力又は軍事力の行使を許容するための強大な権限を内閣総理大臣に付与する授権法であり、基本的人権侵害のおそれ、平和原則への抵触のおそれだけでなく、憲法が予定する民主的な統治構造を変容させ、地方公共団体、メディアを含む指定公共機関の責務と内閣総理大臣の指示権、直接実施権及び国民の協力・努力義務を定めることにより、国家総動員体制への道を切りひらく重大な危険性を有するものである。

当連合会は、法案の持つ重大性、危険性に鑑み、法案の問題点を国民に明らかにし、上記理由に基づき、有事法制 3 法案に反対し、同法案を廃案にするように求めるものである。

2002年4月20日

日本弁護士連合会

有事三法案に反対する会長声明

2002年(平成14年)5月20日
札幌弁護士会
会長 渡辺英一

政府は、いわゆる有事三法案（「武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律案」「安全保障会議設置法の一部を改正する法律案」「自衛隊法及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案」）を去る4月17日、衆議院に上程し、5月7日よりその審議が行なわれている。

政府は、6月19日まで残り僅かな期間の今回の通常国会にて、成立を企図しているが、この法案は次のとおり、日本国憲法の平和主義、基本的人権尊重主義、地方自治の本旨、報道の自由等の基本原理に抵触するおそれが極めて大きく、札幌弁護士会会長として、同法案に反対をし、廃案を求めるものである。

1. 法案が「武力攻撃事態」と定める「武力攻撃のおそれのある事態」「事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態」は、その概念そのものがあいまいであり、範囲も不明確である一方、こうした事態への対処につき、国民の責務を定めており、政府の恣意的な、また裁量的な「事態」の認定に対する法的拘束性に欠け、国会の承認が総じて政府の行う対処措置が実行された後になされるだけに、政府の認定を追認するものとなるおそれが大きい。

2. 法案によれば、政府により「武力攻撃事態」の認定がなされると、私有財産の収用・使用、軍隊・軍事物資の輸送や戦傷者治療等のための役務の強制、交通・通信・経済等、国民の生活、経済活動に対する規制が行なわれることになり、憲法の定める基本的人権尊重原理がないがしろにされる大きな危険性がある。
3. また、この法案が周辺事態法と連動して適用されることにより、米軍とともに戦争当事国とみなされる状況も想定され、我が国に対する攻撃を招く危険性も存すると言わざるを得ない。
4. 法案によれば、武力攻撃事態に対処する強大な権限を内閣総理大臣に集中させることになる結果、地方自治体に代る直接執行権を付与するなど、地方自治の本旨を歪め、民主的な統治の構造を大きく変容させているほか、報道機関を指定公共機関として、政府にとって必要な責務を実施させるなど、メディアの規制を強化し、報道の自由をも侵しかねない。

このように、今、政府が成立を目指している有事三法案は憲法に抵触する重大な疑義が存するのに、これを広く国民的な論議を尽くさないまま、極めて短期間で成立させようとするることは、あまりにも拙速であると言わざるを得ない。